# 本号で公布された法令のあらまし

**◇原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第二五九号）（原子力規制委員会）

1　原子力緊急事態を判断する放射線量の基準を、一時間当たり五マイクロシーベルトの放射線量が二地点以上において又は一〇分間以上継続して検出された場合に改めることとした。（第六条関係）

2　この政令は、平成二五年一二月一日から施行することとした。

**◇平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二六〇号）（内閣府本府）

1　平成二五年六月八日から八月九日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に対する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用される区域に岩手県岩手郡雫石町及び紫波郡紫波町の区域を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令の一部を改正する等の政令**（政令第二六一号）（厚生労働省）

1　児童扶養手当等、関係法律の規定により手当の額等の改定を行うべきものについて、所要の額の改定等を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

**◇平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二六二号）（厚生労働省）

一　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正関係

平成二五年一〇月以降の月分の国民年金法による年金たる給付の額の計算に関する経過措置の読替え等について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

平成二五年一〇月以降の月分の老齢福祉年金の一部支給停止額等を改定することとした。（第二条関係）

三　この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

**◇市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令**（政令第二六三号）（総務省）

1　市町村の消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を市町村の条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

# 政　令

原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

## 政令第二百五十九号

原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十条第一項及び第十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「次の各号のいずれかに該当する」を「当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める」に改め、同条各号を削り、同条第四項第五号中「運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができない」を「運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した」に改める。

第六条第三項第一号を次のように改める。

一　第四条第四項第一号に規定する検出された放射線量又は第一項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、二地点以上において又は十分間以上継続して検出された場合に限る。）一時間当たり五マイクロシーベルト

第六条第四項第四号中「非常用」を「通常」に、「注入によっても」を「挿入により」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年十二月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉
環境大臣　石原　伸晃

平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

## 政令第二百六十号

平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。